

水道料金体系のあり方

平成30年8月28日
城陽市上下水道部

《説明事項》

1. 第2回会議の概要
2. 料金体系の考え方
3. 料金体系(案)
4. その他料金に関する事項

1. 第2回会議の概要

(1) 第2回会議の概要

- 本部会においては、新水道ビジョンの目標を達成し、安全・安定の給水及び健全経営の持続のために必要な“あるべき料金水準”を議論することとした。
- 新水道ビジョンにある“将来負担の公平性を考慮した企業債の借入”を実現させるためには、今後の企業債発行額を建設改良費の3分の1に抑制し、企業債残高を減少させていく必要がある。
- 新水道ビジョン期間中、耐震化等の事業を進めつつ、必要な事業運営資金を確保するためには、平成31年度に23%の改定が必要である。
- 新水道ビジョン期間中、2回の料金改定により必要な事業運営資金を確保する方法もあるものの、人口減少や節水傾向が見込まれるなかでの新水道ビジョンの実効性確保の点から、上記の結論とした。

2.料金体系の考え方

(1) 料金体系の制度

- 城陽市では、水道法の規定に則り、条例において料金体系(料金表)を定めています。

<水道法第14条 ※抜粋>

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率または定額をもって明確に定められていること。
- (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

<城陽市水道事業給水条例 ※抜粋>

(料金)

第27条 料金は、2月を単位とする期間(以下「期」という。)につき次表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

- 城陽市水道事業給水条例における料金体系(料金表)とその改定経過は、下図のとおりです。

図表1 城陽市の料金表(単位:円、2ヶ月)

<基本料金>

用途	口径	S39.8.5~	S48.4.1~	S51.4.1~	S.57.4.1~	S.59.4.1~ ※1	H6.5.1~	H16.4.1~ ※2	H23.10.1~
一般用	13mm	720	680	810	1,080	1,500	1,500	1,450	1,450
	20mm	780	800	960	1,280	1,800	1,800	1,740	1,740
	25mm	800	900	1,080	1,440	2,000	2,000	1,940	1,940
	40mm	1,060	6,300	7,560	10,080	14,100	14,100	13,680	13,680
	50mm	1,660	14,000	16,800	22,400	31,400	31,400	30,480	30,480
	75mm	2,660	38,500	46,200	61,600	86,300	86,300	83,780	83,780
	100mm	—	—	—	—	167,800	167,800	162,910	162,910
	150mm	—	—	—	—	465,600	465,600	452,030	452,030

<従量料金>

用途	水量区画	S39.8.5~	S48.4.1~	S51.4.1~	S.57.4.1~	S.59.4.1~ ※1	H6.5.1~	H16.4.1~ ※2	H23.10.1~
一般用	1~20m ³	基本水量	10	10	20	30	35	34	34
	21~40m ³	35	40	50	60	80	100	97	97
	41~60m ³			60	80	110	140	136	136
	61~80m ³		50	80	100	140	180	175	175
	81~100m ³			90	120	170	210	204	204
	101~200m ³		60	100	140	200	240	233	233
	201~5000m ³			120	160	230	260	252	252
	5001m ³ ~			—	—	—	—	—	—
工場用又は 臨時用	1m ³ につき		100	200	300	400	600	600	583
平均改定率		—	30.5%	40.1%	33.0%	40.0%	17.61%	—	—

※1 平成元年度から消費税導入に伴い料金表の単価の変更なく内税の料金表に変更。H6.5.1からの料金表も内税。

※2 料金表を外税とし、料金表の単価を基本料金は10円単位、従量料金は1円単位で整理した変更。H23.10.1からの料金表も外税。

(2) 料金体系の原則

- (公社)日本水道協会による「水道料金算定要領」では、料金体系について、以下のような考え方を示しています。

<(公社)日本水道協会「水道料金算定要領」※抜粋>

イ 個別原価主義

料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と水量料金に区分して設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算された料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

ロ 使用者群の区分

各使用者群は、給水管の口径別(量水器口径)により適当な段階に区分して設定するものとする。ただし一時使用等これによることが適当でない場合には別途使用者群を設定することができる。

ハ 従量料金

従量料金は、使用者群の際にかかわらず均一料金制とする。

ホ 特別措置

原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、次の特別措置を講ずることができるものとする。

(イ) 基本料金の軽減措置

準備料金としての基本料金に対する需要家費及び固定費の配賦にあたっては、資本費用を控除又は軽減して配賦することができる。

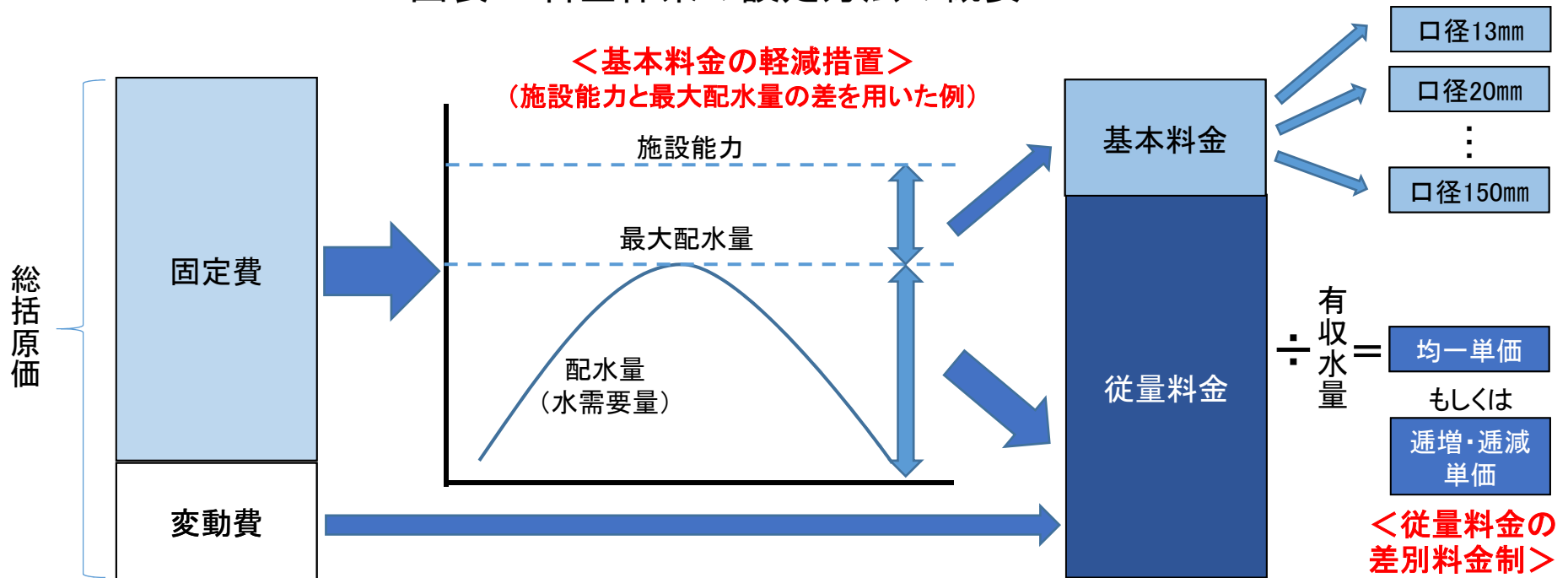
(ロ) 従量料金の差別料金制

多量使用を抑制し、又は促進するため、従量料金については逦増又は逦減制とすることができる。

(3) 料金体系の設定方法の概要

- 固定費を基本料金で回収すると基本料金が著しく高額になるため、各水道事業における施設能力と水需要量の差などの実態を勘案して、固定費の一部を基本料金とすることが妥当とされます。

図表2 料金体系の設定方法の概要



(4) 基本料金と従量料金の配賦方法

- 城陽市の現行料金体系の基本料金と従量料金の配賦割合は、施設能力と水需要量の差を反映した場合よりも、基本料金の割合が低くなっています。

図表3 固定費と変動費の割合(上表)及び基本料金と従量料金の配賦状況(下表)

	固定費	変動費
総括原価(料金算定期間(平成31～35年度))	71%	29%

	基本料金	従量料金
現行料金体系における配賦割合	29%	71%
施設能力と水需要量を反映した配賦割合	32%	68%

(5) 近隣事業体の料金体系

① 基本料金

図表4 近隣事業体の基本料金(2ヶ月、税抜)

<口径別料金体系の基本料金(単位:円) ()は基本水量(m³)>

口径	城陽市(0)	向日市(0)	長岡京市(0)	京田辺市(0)	木津川市(20)	精華町(20)
13mm	1,450	1,800	2,020	1,106	2,000	1,430
20mm	1,740	2,660	2,240	2,132	2,800	1,658
25mm	1,940	4,800	4,800	3,560	3,800	3,380
40mm	13,680	17,200	22,000	6,556	7,000	8,060
50mm	30,480	42,000	100,000	7,932	10,000	12,960
75mm	83,780	84,000	230,000	8,256	22,000	17,940
100mm	162,910	124,000	500,000	129,522	36,000	31,240
150mm	452,030	-	1,000,000	210,476	96,000	-
200mm	-	-	-	323,808	-	-

※基本水量は木津川市は口径30mmまで、精華町は口径20mmまでの水量を記載しています。

<用途別料金体系の基本料金(単位:円) ()は家庭系の基本水量(m³)>

用途	宇治市(16)	八幡市(12)	久御山町(16)	大山崎町(10)
家庭用系用途	1,820	1,580	1,716	3,200
工場用系用途	4,820	1,580	5,200	54,000

※掲載の表は料金体系の一部抜粋となっています。

出典 (公社)日本水道協会「水道料金表(平成28年4月1日現在)」

八幡市ホームページ(<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000003940.html> 平成30年8月7日現在)

②従量料金(口径別料金体系の近隣事業体)

図表5 口径別料金体系の近隣事業体の従量料金(2ヶ月、税抜)

＜口径別料金体系の従量料金(単位:円) “－”は基本水量＞

用途	水量区画	城陽市	向日市	長岡京市	京田辺市				木津川市		精華町				
					13mm	20mm	25mm	30mm～	13～30mm	40mm～	13～20mm	25mm～			
一般用	1～10m ³	34	60	65	28	28	28	52	140	190	-	-			
	11～16m ³		80		109								142	142	120
	17～20m ³		150												
	21～30m ³	97	220	230	190	190	190	190	170		180	180			
	31～40m ³												240		
	41～60m ³	136	290	255	200	245	190	190	190		170	215	215		
	61～80m ³	175													
	81～100m ³	204	233	255	200	245	190	190	190		170	215	215		
	101～200m ³	233													
	201～2000m ³	252	290	255	200	245	190	190	190		170	260	260		
	2001～5000m ³													240	
	5001～6000m ³													260	
	6001～20000m ³	233	290	255	200	245	190	190	190		170	260	260		
20001m ³ ～	233														

出典(公社)日本水道協会「水道料金表(平成28年4月1日現在)」

③従量料金(用途別料金体系の近隣事業体)

図表6 用途別料金体系の近隣事業体の従量料金(2ヶ月、税抜)

<用途別料金体系の従量料金(単位:円) “-”は基本水量>

用途	水量区画	城陽市	宇治市		八幡市	久御山町		大山崎町					
			家庭用	工場事業所用	普通用	家事用	工場用	家事用	工場用				
一般用	1~10m ³	34	-	-	-	-	-	-	-				
	11~12m ³												
	12~16m ³												
	17~20m ³	97	143	243	128	113	-	30	-				
	21~30m ³												
	31~40m ³	136	174	289	155	135	145	210					
	41~60m ³												
	61~80m ³												
	81~100m ³	204	185	289	220	148	178	265					
	101~120m ³												
	121~200m ³	233	202	336	230	148	178	290					
	201~1000m ³												
	1001~2000m ³												
	2001~4000m ³	252	202	336	255	148	178	315					
	4001~5000m ³												
	5001~6000m ³												
	6001~10000m ³	233	202	336	255	148	178	315					
10001~20000m ³													
20001m ³ ~													365
								390					

※掲載の表は料金体系の一部抜粋となっています。

出典 (公社)日本水道協会「水道料金表(平成28年4月1日現在)」

八幡市ホームページ(<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000003940.html> 平成30年8月7日現在)

(6) 宇治市の料金改定・料金体系の特徴

- 改定により従量料金の逡増度を低下させています。その結果、少量利用者の改定率が平均改定率より高くなっています。

図表7 宇治市の料金改定・料金体系(2ヶ月、税抜)の特徴

<基本料金(基本水量16m³)>

	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
家庭用	1,540	1,820	18.2%
工場事業所要	4,090	4,820	17.8%

<従量料金(家庭用)>

旧水量区画	現行水量区画	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
17~28m ³	17~40m ³	115	143	24.3%
29~40m ³		126	143	13.5%
41~60m ³	41~80m ³	143	174	21.7%
61~80m ³		160	174	8.8%
81~120m ³	81~120m ³	172	185	7.6%
121m ³ ~	121m ³ ~	190	202	6.3%

<従量料金(工場事業所用)>

旧水量区画	現行水量区画	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
21~40m ³	21~40m ³	206	243	18.0%
41~80m ³	41~200m ³	218	289	32.6%
81~200m ³		246	289	17.5%
201~1000m ³	201~2000m ³	276	328	23.2%
1001~2000m ³		293	328	16.9%
2001m ³ ~		305	336	23.0%

<逡増度>

	旧料金	現行料金
家庭用	1.7	1.4
工場事業所用	1.5	1.4
家庭用最低単価÷ 工場事業所用最高単価	2.7	2.3

<料金及び改定率>

	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
家庭用40m ³	4,432	5,252	18.5%
工場事業所用 1000m ³	277,090	318,320	14.9%
平均改定率	—	—	14.4%

※平均改定率以外の改定率は(現行料金－旧料金)÷旧料金

※料金にはメーター使用料は含みません。

※掲載の表は料金体系の一部抜粋となっています。

出典: 宇治市ホームページ(<https://www.city.uji.kyoto.jp/0000015728.html>)
平成30年8月6日現在)

(7) 八幡市の料金改定・料金体系の特徴

- 改定により、基本料金を大幅に上げるとともに、従量料金の逦増度を低下させています。その結果、少量利用者の改定率が平均改定率より高くなっています。

図表8 八幡市の料金改定・料金体系(2ヶ月、税抜)の特徴

<基本料金(基本水量12m³)>

	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
普通用	780	1,580	102.6%

<逦増度>

	旧料金	現行料金
普通用	2.2	2.0

<従量料金(普通用)>

旧水量区画	現行水量区画	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
12~16m ³	12~20m ³	117	128	9.4%
16~20m ³		128	128	0.0%
21~40m ³	21~40m ³	152	155	2.0%
41~60m ³	41~60m ³	167	170	1.8%
61~80m ³	61~80m ³	212	215	1.4%
81~100m ³	81~100m ³	217	220	1.4%
101~200m ³	101~200m ³	227	230	1.3%
201m ³ ~	201m ³ ~	252	255	1.2%

<料金及び改定率>

	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
普通用40m ³	4,800	5,704	18.8%
普通用1000m ³	241,020	244,804	1.6%
平均改定率	—	—	16.7%

※平均改定率以外の改定率は(現行料金-旧料金)÷旧料金

※料金にはメーター使用料は含みません。

※掲載の表は料金体系の一部抜粋となっています。

出典: 八幡市ホームページ(<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000003940.html>) 平成30年8月6日現在)

(8) 鈴鹿市の料金改定・料金体系の特徴

- 改定により基本料金を上げる一方、従量料金の逡増度を上昇させています。その結果、少量利用者の改定率が平均改定率より低くなっています。

図表9 鈴鹿市の料金改定・料金体系(2ヶ月、税抜)の特徴

<基本料金(基本水量なし)>

口径	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
13mm	1,100	1,700	54.5%
20mm	1,800	2,500	38.9%
25mm	2,200	3,700	68.2%
40mm	10,400	14,700	41.3%
50mm	19,000	26,900	41.6%
75mm	37,800	53,400	41.3%
100mm	75,400	104,000	37.9%
150mm	144,000	197,000	36.8%
200mm	270,000	347,000	28.5%
300mm	624,000	777,000	24.5%

※平均改定率以外の改定率は(現行料金－旧料金)÷旧料金
 ※掲載の表は料金体系の一部抜粋となっています。

出典：鈴鹿市ホームページ

(<http://www.city.suzuka.lg.jp/suido/price/index3.html> 平成30年8月6日現在)

出典(公社)日本水道協会「水道料金表(平成28年4月1日現在)」

<従量料金>

水量区画	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
1～10m ³	60	10	-83.3%
11～20m ³	60	65	8.3%
21～40m ³	110	120	9.1%
41～60m ³	150	165	10.0%
61～100m ³	170	185	8.8%
101～200m ³	190	210	10.5%
201m ³ ～	205	225	9.8%

<逡増度>

	旧料金	現行料金
一般用途	3.4	22.5

<料金及び改定率>

	旧料金(円)	現行料金(円)	改定率
口径20mm/40m ³	5,200	5,650	8.7%
口径75mm/1000m ³	277,090	318,320	14.6%
平均改定率	—	—	12.5%

3.料金体系(案)

(1) 料金体系(案)検討の着眼点

①利用者間の公平性

口径や使用水量の違いがある個別の利用者に対して、負担増の差異をつけるか。

②施設能力と水需要量の差を反映させるか

総括原価のうち固定費について、基本料金と従量料金の配賦割合を、施設能力と水需要量の差を反映させた配賦割合に変更するか。

(2) 料金体系の改定パターン(案)

- 前述した着眼点を踏まえて、以下のパターン(案)にて財政推計を実施しました。

図表10 水道料金体系の改定パターン(案)

改定パターン(案)	改定の概要
改定案①	<ul style="list-style-type: none">・「利用者間の公平性」を重視するパターン。口径及び使用水量に関わらず、極力同一の負担増とする料金体系。・総括原価を基本料金と従量料金に配賦する割合は、現行料金体系による収入割合(基本料金29% 従量料金71%)を用いる。
改定案②	<ul style="list-style-type: none">・施設能力と水需要量の差を反映した配賦割合(基本料金32% 従量料金68%)を用いるパターン。・固定費について基本料金への配賦割合をアップすると、結果的に水量減少時において、給水収益の減少幅を小さくできる料金体系となる。

(3) 料金体系の改定案

図表11 料金体系の改定(案)(2ヶ月、税抜)

<基本料金(単位:円)>

口径	現行	改定案①	(改定率)	改定案②	(改定率)
13mm	1,450	1,800	24.1%	2,000	37.9%
20mm	1,740	2,100	20.7%	2,400	37.9%
25mm	1,940	2,400	23.7%	2,600	34.0%
40mm	13,680	16,800	22.8%	18,500	35.2%
50mm	30,480	37,500	23.0%	41,300	35.5%
75mm	83,780	103,000	22.9%	113,600	35.6%
100mm	162,910	200,300	23.0%	220,800	35.5%
150mm	452,030	555,600	22.9%	612,700	35.5%
改定の考え方	—	一律的改定		施設能力と水需要量の差を反映 (基本料金への配賦割合アップ)	

<従量料金(単位:円)>

水量区画	現行	改定案①	(改定率)	改定案②	(改定率)
1~20m ³	34	40	17.6%	40	17.6%
21~40m ³	97	120	23.7%	110	13.4%
41~60m ³	136	170	25.0%	160	17.6%
61~80m ³	175	220	25.7%	210	20.0%
81~100m ³	204	250	22.5%	240	17.6%
101~200m ³	233	290	24.5%	270	15.9%
201~5000m ³	252	310	23.0%	300	19.0%
5001m ³ ~	233	280	20.2%	270	15.9%
工場用又は臨時用	583	720	23.5%	690	18.4%
改定の考え方		一律的改定		施設能力と水需要量の差を反映 (従量料金への配賦割合ダウン)	

※改定案①の配賦割合は現行料金体系の割合(基本料金29% 従量料金71%)、改定案②は施設能力と水需要量の差を反映した割合(基本料金32% 従量料金68%)。

※消費税導入前の料金体系と同様に、料金体系を明瞭(基本料金は100円単位、従量料金は10円単位)に整理しました。

(4) 料金体系の改定(案)における料金及び改定率

図表12 料金体系(案)における料金(2ヶ月、税込)及び改定率

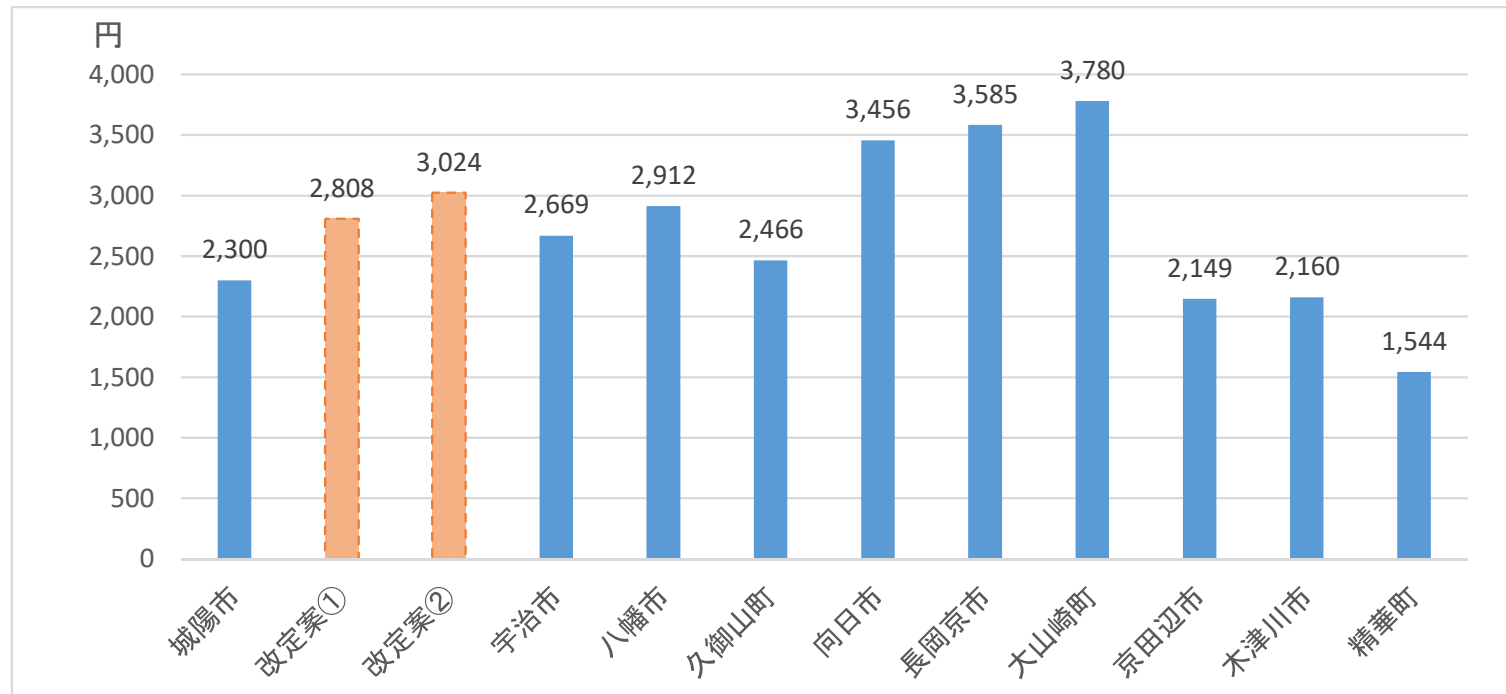
口径及び水量	現行	改定案①	(改定率)	改定案②	(改定率)
13mm/20m ³	2,300	2,808	22.1%	3,024	31.5%
13mm/40m ³	4,395	5,400	22.9%	5,400	22.9%
20mm/40m ³	4,708	5,724	21.6%	5,832	23.9%
75mm/1000m ³	347,328	427,680	23.1%	427,464	23.1%
平均所要改定率	—	平均所要改定率22.8%		平均所要改定率23.0%	
改定の考え方	—	基本・従量ともに一律的改定		施設能力と水需要量の差を反映(基本料金への配賦割合アップ)	

※料金体系を明瞭(基本料金は100円単位、従量料金は10円単位)に整理したため、平均所要改定率は若干の差が生じています。

(5) 料金体系(案)における料金比較

① 20m^3 /2ヶ月の口径13mmまたは家庭用の料金(税込)の近隣事業者比較

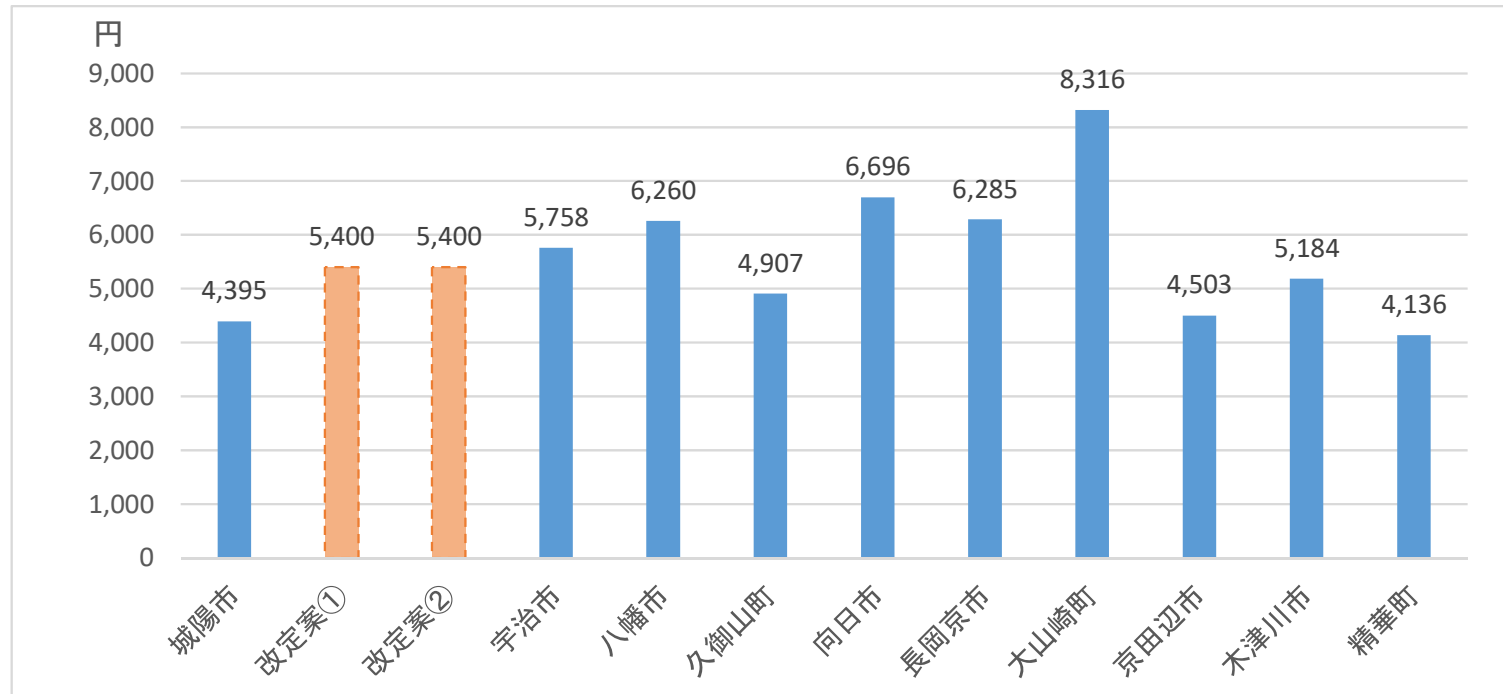
図表13 料金体系(案)における 20m^3 /2ヶ月の口径13mmまたは家庭用の料金(税込)の近隣事業者比較



※宇治市、八幡市、久御山町はメーター使用料を含みます。

②40m³/2ヶ月の口径13mmまたは家庭用の料金(税込)の 近隣事業者比較

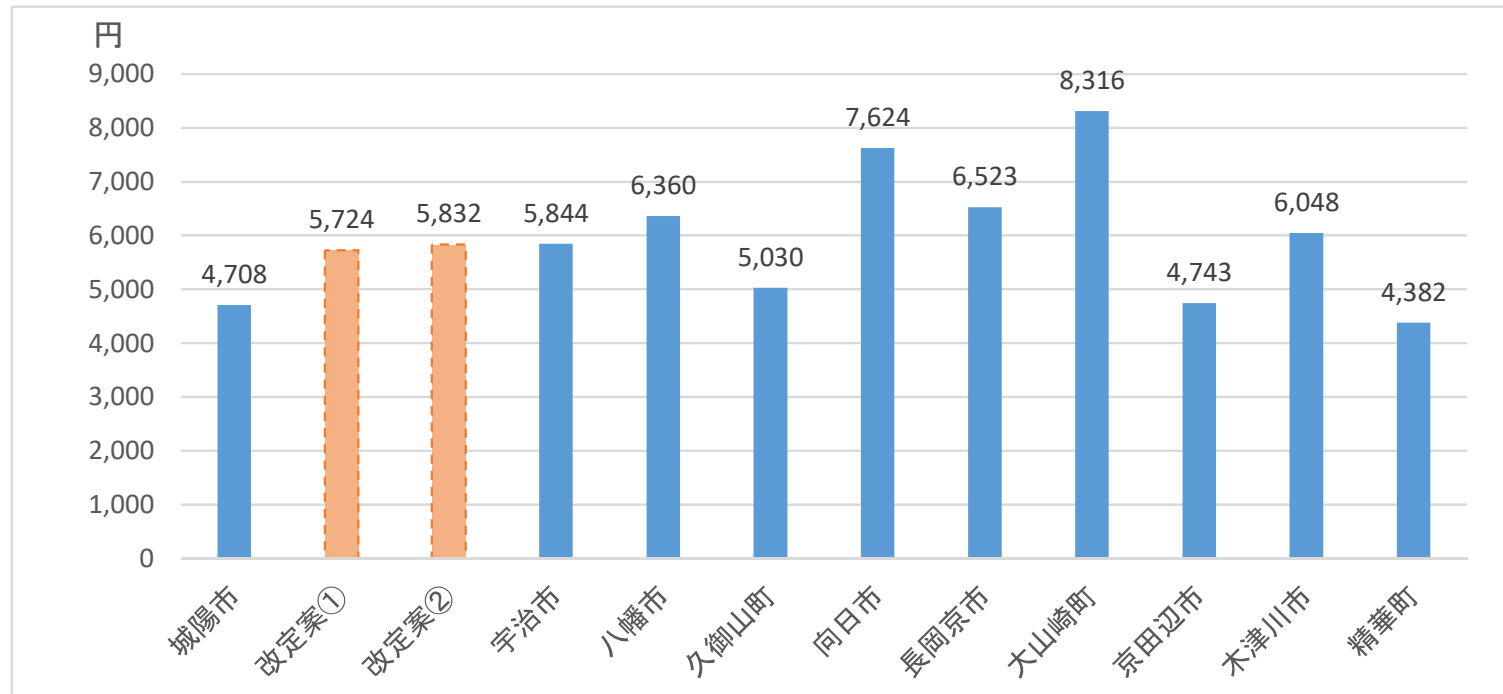
図表14 料金体系(案)における40m³/2ヶ月の口径13mm
または家庭用の料金(税込)の近隣事業者比較



※宇治市、八幡市、久御山町はメーター使用料を含みます。

③40m³/2ヶ月の口径20mmまたは家庭用の料金(税込)の 近隣事業者比較

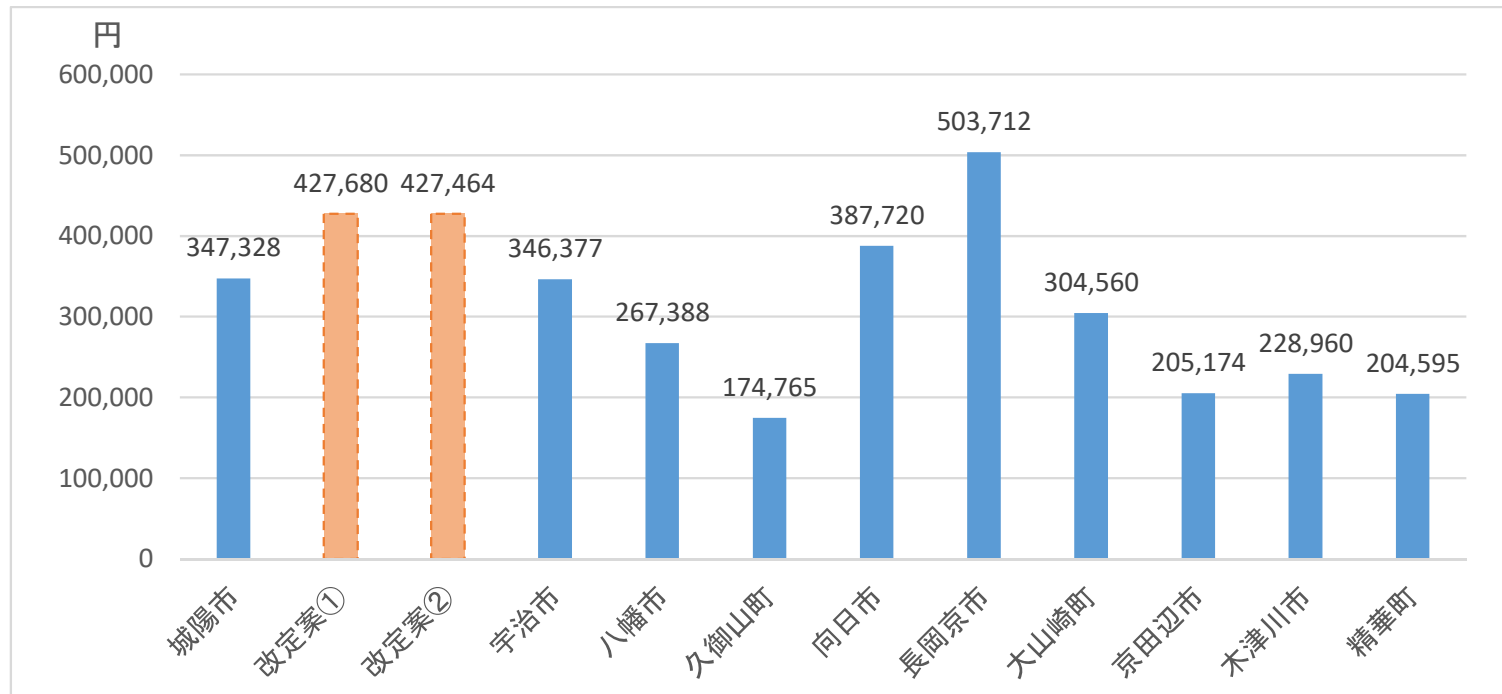
図表15 料金体系(案)における40m³/2ヶ月の口径20mm
または家庭用の料金(税込)の近隣事業者比較



※宇治市、八幡市、久御山町はメーター使用料を含みます。

④ 1000m³/2ヶ月の口径75mmまたは工場用の料金(税込)の 近隣事業者比較

図表16 料金体系(案)における1000m³/2ヶ月の口径75mm
または工場用の料金(税込)の近隣事業者比較



※宇治市、八幡市、久御山町はメーター使用料を含みます。

(6) 料金体系(案)のまとめ

- 改定案①(基本・従量ともに一律的改定)は、全体として、すべての利用者に同程度の負担増をお願いする、負担増の公平性を重視した料金体系です。
- 改定案②(固定費の基本料金と従量料金への配賦割合に施設能力と水需要量の差を反映)は、改定案①に比べて基本料金の改定率が高く、従量料金の改定率は低くなります。結果的に将来の水量減少時においても、給水収益の減少幅を小さくできる料金体系です。ただし、基本料金の改定率が高くなるため、少水量利用者の改定率が高くなります。
- 負担増の公平性を重視する場合には改定案①、固定費の基本料金と従量料金への配賦割合を施設能力と水需要量の差を反映させる(結果的に水量減少時において給水収益減少幅を小さくする)ことを重視する場合には改定案②とすることが必要と考えています。

4.その他料金に関する事項

(1) 基本料金減免制度のあり方

① 基本料金減免制度の実施状況

- 城陽市は、市民税の減免条件に該当する65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び寡婦と、生活保護受給者に対して、基本料金を500円減免しています。
- 基本料金減免制度の実施件数は、主に高齢者世帯の増加(平成25～29年度で42.5%増加)により、増加傾向にあります。また、本制度対象者の拡大の要望があります。
- 基本減免に要する経費は、4,290,000円(平成29年度決算見込み)となっており、水道事業で経費負担しています。

図表17 基本料金減免制度の実施件数の推移

	寡婦世帯	高齢者世帯	生活保護世帯	合計
平成25年度	1,012	4,427	1,183	6,622
平成26年度	1,077	4,680	1,193	6,950
平成27年度	1,133	5,235	1,246	7,614
平成28年度	1,148	5,716	1,239	8,103
平成29年度	1,119	6,309	1,152	8,580

②近隣事業体等における減免制度の現状

- 京都府下14市及び近畿地方の類似団体25市、合計39市中、何らかの形で減免制度を有している団体は城陽市を含めて14市、うち1市(八幡市)は、平成32年4月に減免制度を廃止する予定となっています。
- なお、基本料金減免にかかる経費については、城陽市を除く13市中7市で一般会計からの繰入で賄っている状況となっています。

図表18 近隣及び類似事業体における減免制度の現状

<基本減免制度を有する団体>

減免制度を有する団体					
滋賀県	守山市				
京都府	宇治市	八幡市	城陽市		
大阪府	泉大津市	貝塚市	柏原市	泉南市	大阪狭山市
兵庫県	芦屋市	豊岡市	丹波市		
奈良県	大和郡山市				
和歌山県	田辺市				

<減免制度の対象>

	団体数
生活保護受給者	8
寡婦・寡夫	0
高齢者	5
児童扶養手当受給者	4
市府民税非課税世帯	2
身体障がい者手帳等交付者	6
※城陽市を除く	

出典：水道料金等減免制度に関するアンケート調査結果(H29.1、H30.5)

- 城陽市では寡婦を対象としているのに対し、八幡市では18歳未満の児童を養育するひとり親世帯、久御山町では18歳未満の児童を養育する母子世帯を対象としています。また、宇治市では料金表に低所得者用料金体系を設けているのが特徴となっています。

③基本料金減免制度の問題意識

- 基本料金の減免制度は、生活困窮者や低所得者に配慮したもので、減免対象は、「生活保護費受給者」、「寡婦」、「高齢者のひとり暮らし」となっていますが、「生活保護費受給者」では保護費に光熱水費等の世帯共通的経費が賄われていること、「高齢者のひとり暮らし」でも年間所得は少ないものの、資産(預貯金)は現役世代以上に保有している場合があるなど、一概に減免対象として相応しいと言えない状況です。
- 基本料金の減免制度そのものが福祉施策の一環であり、本来独立採算が経営原則となる水道事業として行うべきものではありません。制度を継続するのであれば、一般会計繰入を要請すべきと考えています。
- なお、水道事業の職員数が少ない中で、減免対象者の所得、戸籍等の調査、審査を行うことが困難になりつつあり、減免に伴う業務とその分担についても見直しの必要があると考えています。

④基本料金減免制度に関するまとめ

- 基本料金の減免制度は、生活困窮者への政策的措置で、福祉行政の問題であり、減免制度を継続するのであれば、制度に要する経費は一般会計が負担するべきです。
- 水道事業の施策として、減免制度を維持することは、水道事業の受益者負担による独立採算の経営原則に反します。
- 今後も制度を継続する場合、減免措置の内容や対象の見直しは不可欠です。
- 減免対象への拡大要望がある「寡夫」については、市の減免制度等を考慮し、検討対象とします。
- 生活保護受給者については、保護費の中で光熱水費等がみられているので、制度対象外とすることを検討すべきと考えます。